

会 議 録

審議会等の名称	令和元年度第1回富士市入札監視委員会
庶務を担当する部課等	財政部契約検査課 内線番号（2787）
会議の開催の日時	令和元年7月23日（火） 午前10時～午前12時
会議の開催の場所	富士市庁舎8階 政策会議室
出席者（職・氏名）	◎【入札監視委員会委員】 田中 聡、古郡 芳和、長橋 順、山本 睦、渡邊 里香 ◎財政部長、工事担当課担当者、事務局
議題	① 発注工事入札契約手続の運用状況報告について ② 案件抽出審議について
配付資料	令和元年度第1回富士市入札監視委員会 次第 令和元年度第1回富士市入札監視委員会 席次表 令和元年度第1回富士市入札監視委員会 審議書
審議の状況	◎審議の対象となる工事を抽出する指定委員は、事前に古郡委員に依頼済み ◎平成30年10月1日から平成31年3月31日までの工事案件一覧と入札参加資格停止等の運用状況、発注工事入札契約制度の運用状況の報告 ◎抽出案件1～6について審議
審議の結果	<発注工事入札契約手続きの運用状況> ◎対象期間内の発注工事は136件 ◎入札参加資格停止等は4件 いずれも特に意見なし <抽出案件審議> ◎抽出案件1～6について審議 抽出案件1～6 特に意見なし

抽出事案一覧表

No.	工 事 名	入札契約方式
1	(合併入札)平成30年度 新富士駅南地区土地区画整理事業 6-35号線街路築造及び管路新設ほか工事・新富士駅南地区土地区画整理内H30 6-35号線ほか配水管布設工事	制限付き一般競争入札
2	天間好水川改修工事	制限付き一般競争入札
3	平成30年度 第二東名IC周辺地区土地区画整理事業 2号緑地整備工事	制限付き一般競争入札
4	土手上横沢線暗渠工事	指名競争入札
5	柏原南橋応急修繕工事	指名競争入札
6	富士市立中央病院非常用発電設備エンジン等改修工事	随意契約

抽出事案 1 (合併入札)平成30年度 新富士駅南地区土地区画整理事業 6-35号線街路築造及び管路新設ほか工事・新富士駅南地区土地区画整理内H30 6-35号線ほか配水管布設工事

	質問	回答
質問①	1回目と2回目の入札について参加者が無かった理由は何か。	<p>1回目の入札は9月中旬に行っているが、市の発注は6~7月ごろに行った金額の高いものに各業者が取り掛かっているということがあり人の配置が難しかったと言える。また、国道の工事ということで、手間とか実際に施工される方とか確保ができず不調になったと言える。</p> <p>2回目の入札は、格付をBC等級に下げて、10月に行っているが、富士市は9月末までに75%の発注をするという考え方のため、発注のピークを過ぎて業者が手元に工事を抱えていて参加が無かった。</p> <p>3回目の入札については近隣の工事業者に不参加の理由を確認したところ、人</p>

		の確保が難しいという中で、何者か参加の意思が確認できたため、制限付き一般競争入札で発注した。
質問②	1回目と2回目の設計金額（予定価格）はいくらだったのか。	1回目の入札の予定価格は5242万3200円である。2回目の入札の予定価格は2935万1160円である。
質問③	人件費の改定があったのか。	労務単価の改定は国から2月に発表されている。設計への反映は4～5月くらいになるので、若干タイムラグがある。その間に契約したものについては、変更契約で直近の新しいものに対応している。
質問④	1回目の入札と2回目の入札で設計金額が大きく違ってきているが、工事概要の数値ではどのような変更かわからない。どのくらい工事の規模は変わっているのか。	工事概要に出てこない部分で工事内容が変わっている。 国道に接続している道路を封鎖して国道側の区画線（右折レーン）を移す工事が600万円ほど、国道に隣接する水路の切り回しの工事が1000万円ほど減額されている。
質問⑤	2回目の入札と3回目の入札では数値ではわかりづらいが、工事内容は変わらなくて設計金額だけ変わっているのか。	3月末の完成に間に合わないため現場打ちの擁壁工事を減工している。
抽出事案2 天間好水川改修工事		
	質問	回答
質問①	1回目と2回目の入札で設計を変えずにCD等級をAB等級に変えた理由は何か。	入札参加者が1者のみで不調となってしまった。当初の設計から変えるところが無いため、本来ならば対象外のAB等級に変えた。

	質問②	<p>1、2回目は設計金額が同じで3回目の金額が変わっているが設計のどこを変えたのか。</p>	<p>3回目については担当課で内容を精査してもらい、法面工を削った事によって70万円ほど減額したが、コンクリートの二次製品を使う部分があり、その部分の見積りを取り直した結果、単価上昇があり50～60万円の増額となった。結果的に10万円の減額となった。</p>
	質問③	<p>1、2回目とも全者が予定価格超過だったが、予定価格は適切な設計だったのか。</p>	<p>単価等を用いての設計であるため、適正であったと考えている。</p>
	質問④	<p>入札参加資格の設定は、設計金額ごとに定められた本来の等級に1回目は従い、2回目はそれに捉われず臨機応変にやるのか。</p>	<p>富士市として明確な基準は無いのでケース毎の対応となっていく。</p> <p>設計の見直しが可能で、見直し後の予定価格帯の等級であっても、参加が見込めるようであれば同じ等級でやっていく。</p> <p>今回の発注のように当初の基準どおりの発注でやったときに、ほとんど参加が無かったといったようなケースの場合は、予定価格を見直すと同時に本来ある等級にはこだわらずに、臨機応変に対応していく。</p> <p>一度発注をかけていて設計変更しないまま同じ等級に出すということは基本的にはやらない形であり、設計を変えるか発注等級を変えるかどちらかである。</p> <p>ただ、ほとんど参加者がいなくて市内の業者であれば誰でも参加できるというようなA～D等級というような幅を広くするような形の発注はしていない。</p>
	質問⑤	<p>こんなに不調が続くとは思っていなかったのか。</p>	<p>はい。</p>

抽出事案3 平成30年度 第二東名IC周辺地区土地区画整理事業
2号緑地整備工事

	質問	回答
質問①	造園工事は過去においても落札率が低く、それについては何か理由があるのか。	<p>富士市として造園工事の発注件数が非常に少ない。発注が多い年でも3件くらい、少ない年は発注が無い。直近では平成29年度は発注が無く平成28年度に1件である。機会があれば受注をしたいということが言えると思う。今回も9者の入札参加があり競争もされている。</p> <p>落札率が低いということは、逆に言えば予定価格が適正であると当然言える。</p> <p>労務費等は決まったものがあり、そちらを採用している。植栽等の単価については物価版という直近の市場単価が出ている本があり、それを基に設計されているので、設計は適切であったと思う。ただ、造園業者は場合によっては、自分のところで植物を用意できることもあり、それが入札金額にも現れていると思う。</p>
質問②	入札参加資格要件である造園の入札参加登録者は市内に何者くらいあるのか。	26者である。
質問③	造園業者というのは人手不足というのではないのか。	土木では聞くが、造園ではあまり聞いたことがない。たぶん、国や県等の発注は公共工事としてではなく、植栽管理や剪定といった委託業務として管理業務がメインということもあると思う。基本的に人手不足というのは今のところ無いのではないかと考えている。
質問④	施工中の写真を見るとサツキ・ツツジの植付状況が現されているが、どの種類をどんな風に植えるというのも市の発注の中にも含まれているのか。それとも業者に任せているのか。	どの木を植えるのかは地元の方達と相談をさせていただき決めている。設計の中でここにはこの木を植える等全て指定している。

質問⑤	地元の方達というのは町内会の方達のことか。	地元の町内会とか、公園のあり方についてのワークショップなどの中で、決めている。
質問⑥	景観にも係わることだが、都市計画の部署とのすり合わせがあるのか。	そこまでは無い。
質問⑦	この整備工事は植樹作業ということか。植樹を行うための資格はあるのか。植樹後の補償等はどうか。	資格については特にない。それなりの経験者であると思われる。植樹の単価に、2年間の枯れ補償が付いている。

抽出事案 4 土手上横沢線暗渠工事

	質問	回答
質問①	予定価格が妥当なものであったかどうか。	設計については基準に基づいて行っており適正なものだったと考える。
質問②	先程の抽出事案1と2では、不調のときでも全て一般競争入札を行っているが、この事案では1回目は一般競争入札を行い2回目以降は指名競争入札を行っている。これはどういう理由だったのか。	時期や近隣の工事、また参加状況等を総合的に判断して、指名競争入札を行うこととした。
質問③	辞退理由の中で、「採算が合わないため」というのはどういう意味か。入札参加者の積算では採算があわないということか。	自社で施工する部分や下請けに出す部分、交通誘導員の単価等、設計時の単価と実際に工事を施工する際の単価に違いが生じたとき、思っていたような収益が得られないといったことで、採算が合わないとして、辞退する考え方があると考えている。

抽出事案 5 柏原南橋応急修繕工事

	質問	回答
質問①	予定価格の適正性はどうか。	設計にあたっては当初は基準での設計であったが、その基準が小規模な橋には向かないような基準になっていたということが3回目の入札の前の業者とのヒアリングの中でわかった。改めて見積を取り直し、それを設計に反映させた。至急行わなければならない箇所を最低限必要な箇所の発注として、施工の範囲が変わってきているため、予定価格が下がった。
質問②	一般競争入札から指名競争入札に変わった理由は何か。	今後こういった橋梁の修繕というのは増えていくということもあるため、発注等級のCD等級の業者の方にも、ある程度経験を積んでいただくため、等級を変えなかった。その中で、1回目は1者しか入札参加が無く、工事場所の近隣業者に2回目の入札参加について打診したところ、応札の意思が見受けられたため、指名競争入札とし、16者指名した。しかし、実際には応札がなく、3回目にあたっては、事業に影響がでてしまうことを防ぐため、2回目の入札では選定から外れた1回目の入札に参加したD等級の業者にも3回目の入札について再度打診し、応札の意思が見受けられたためこの業者など15者を指名した。
質問③	「応急」の工事となっているが、1回目の入札が9月、2回目の入札が10月、3回目の入札が12月になっている。成果的に工事は間に合ったのか。	工事名が応急修繕となっているが、すぐ施工しなければ、例えば通れなくなってしまうというような緊急性はなく、ここで修繕をしておかないと今後は使用できなくなる恐れがあるため、発注している工事である。
質問④	1回目の入札と2回目の入札を比較すると、工事概要では仮設工は減工されているが、予定価格は増額されている。その理由は何か。	当初見越していた仮設方法と仮設箇所が変わったため、仮設工は減っているが、再度発注するにあたってもう一度現場を精査した結果、現場塗装工と鋼桁工が増えたため予定価格が増額となっている。
質問⑤	具体的にはどのような修繕工事	亀裂等はない。橋の加重を支持している支承が薄くなっている若しくは穴が開いてしまっている疑いを、土木学会から

	か。亀裂等があったのか。	指摘されたための、暫定的な部分修繕工事である。
質問⑥	昔からある橋の工事と今ある橋の工事との違いは何か。	今までは新しく作るというスタンスであったが、今は維持修繕というスタンスである。
質問⑦	1回目の入札に参加したD等級の業者がBC等級を対象に指名した3回目の入札の指名業者になった経緯を知りたい。	3回目の入札にあたって、設計金額と入札額に乖離があり、不調の原因を探るため、業者からヒアリングを行った。3回目の入札の設計金額の本来の格付け等級はCD等級であるが、近隣のCD等級業者については、もう2回目のときにほとんど辞退をされてしまっている状況もあり、少しでも受注の意欲が有れば、入札参加をさせ、競争する機会を与えたかった。
抽出事案 6 富士市立中央病院非常用発電設備エンジン等改修工事		
	質問	回答
質問①	見積り合せとのことだが、何者だったのか。	単独随意契約のため、受注業者1者からの見積りである。
質問②	落札率が100%であるが、34年経過したガスタービンの設計金額はどのように算出したのか。	<p>設計にあたっては、まずメインのパワーセクションのガスタービンについて新品を入れた場合とリニューアル品を入れた場合の金額について、業者に確認をとり、その金額差があまりに大きかったため、リニューアル品を入れるということを検討した。</p> <p>リニューアル品となると本体価格は設計することができないため、その本体価格については業者の方にヒアリングを行い、どのくらいの価格がするものか問い合わせた。その他の部品については、こちらで積算し、合算金額で直工費を計算しそれに諸経費等を加算し設計金額を算出した。</p> <p>随意契約においては見積り書に内訳書を添付することになっている。その内訳書の直工費の金額と設計金額の直行費は違っているため、最終的に同じ金額になったということであり設計金額は適正である。</p>
備考	・再苦情等が寄せられた場合には、臨時で審議会を開催する。	